

くはじめに>

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。

そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。

また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思から、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定して参ります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

<校則の見直しの視点>（北九州市立中学校長会）

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について 令和3年9月24日 北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

（1）検討に至る経緯について

本市は令和2年度、近年の気温上昇による暑さ対策、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景とし、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとった。このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。

こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題LGBTQを含む）十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

（2）検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方

- 「校則の見直し」にあたっては、まず各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
- 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
- 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ令和5年度からの運用を目指す。

なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

(1) 過去の校則の役割

- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
- 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。

(2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和～社会が変化）

- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
- 発達特性がある生徒への対応へ変化。
- 国籍、性などの多様性への対応へ変化。

(3) これからの校則に求められるもの

- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
- 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
- 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

- (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。

- (2) 公開性を保つ 教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。

- (3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。

(4) 通知を踏まえる。

- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について

- ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
- ② 思い切った見直しが必要である。
- ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。

- 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて

- ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ積極的に見直すこと。
- ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
- ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点をもち、標記の仕方に配慮すること。

(5) 組織として対応する。

校内校則検討委員会等を設置する共に、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

○ 北九州市立中学校長会指導部が中心となり

- ・ 校則と生活点検方法についての実態調査 ・ 現行の校則の収集

↓

【令和3年度】

- ・ 5月 校長会会長にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・ 6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に） 各区の校長会より意見を聴取する
- ・ 7月 各区の意見集約 検討委員会で「校則見直しの視点」検討 「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護等交え意見交換 「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・ 9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示 → 各学校へ周知（説明会実施）

- ・ 10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む 必要に応じて、校長
会校則検討委員会開催
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等校長会検討委が各学校の取組の集約
各学校で、改正された校則の周知

【令和4年度】

- ・ 各校による校則の見直し及び改正された校則の運用 ・「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

- ・ 改正された校則の運用開始する

令和8年度 大谷中学校 学校生活のきまり

生徒指導部

1 登下校

- ① 8時30分までに着席、8時35分に健康観察をする。
- ② はきはきとして、元気なあいさつを心がける。
- ③ 遅刻（8時半以降に登校）をしたら、まず職員室に行き、学年の先生に登校したことを報告する。
- ④ 登校後は校外に出ない。
- ⑤ 帰りの学活が終わったら、部活動や係活動などの用事がなければ、すみやかに下校し帰宅する。
- ⑥ 自転車通学は禁止とする。
- ⑦ 休みの日や再登校であっても、学校に立ち入る場合は、標準服（制服）を着ること。
*部活動のために休日登校をする場合は、部活動で許可されている服装で登校することができる。
ただし、再登校に関しては、標準服（制服）を着ること。

2 授業・休み時間

- ① チャイム席を守る。始業のチャイムで授業を始められるように、休み時間中に準備をする。
- ② 体調不良で保健室を利用する場合は、次の授業の先生（いないときは近くの先生）に相談する。
- ③ 保健室で休む場合は、授業一時間（50分）とする。体調が良くならないときは、先生に相談する。
- ④ 他学年のフロアには用なく立ち入らない。（教科連絡の場合を除く）
- ⑤ 中央階段は、給食の運搬と教科連絡および避難（訓練）の場合のみ利用することができる。
- ⑥ 職員室に入室する場合、クラス・氏名・要件を伝え、許可を得るようにする。

3 服装

（1）標準服

大谷中学校標準服：黒の詰襟

- ① 学生服 ・本校規定（※標準服共同販売店で販売している大谷中標準服）に準ずる標準服。
- ② スボン ・本校規定に準ずる標準服を着用する。（黒のストレートスラックス）
- ③ シャツ ・カッターシャツ（白地・無地）（長袖・半袖）
もしくは北九州市規定及び市販のポロシャツ（白地・無地、胸ポケット可）（長袖・半袖可）

大谷中学校標準服：スカート

- ① 学生服 ・本校規定（※標準服共同販売店で販売している大谷中標準服）
- ② スカート ・本校規定
- ③ シャツ ・ブラウス 本校規定。式や集会の際には一番上のボタンまで閉める。
もしくは北九州市規定及び市販のポロシャツ（白地・無地、胸ポケット可）（長袖・半袖可）

北九州スタンダード標準服

- ① 学生服（ブレザー型） ・北九州市規定
- ② スラックス ・北九州市規定。（女子用あり）
- ③ スカート ・北九州市規定。
- ④ シャツ ・北九州市規定及び市販のポロシャツ（白地・無地、胸ポケット可）（長袖・半袖可）

※（標準服の着用の仕方について）

- ① 上着の脱着 ・気温、体調に合わせて脱着可 ※体操服は上着の代わりにしないこと
- ② スカート ・ブラウス及びポロシャツの裾は必ずスカートの中に入れ、丈はひざが隠れる程度。
- ③ スボン ・カッターシャツ及びポロシャツの裾は必ずスラックスの中に入れ、腰の上でベルトを締める。

北九州スタンダード標準服のきまり

〇上は北九州スタンダード標準服、下は大谷中学校標準服のように、「クロス」での着用はできない。
〇北九州スタンダード標準服については、スラックスとスカートを選ぶことができる。

(2) その他

- ① アンダーシャツ、インナーシャツ
・白、黒、紺、灰色、ベージュの無地。※小さなワンポイント可、ハイネック不可。
- ② ベルト
・色は黒、紺、茶。飾りのないものとする。
- ③ 名 札
・プレート式名札（本校規定） 破損・紛失した場合、職員室で購入（120円）
・学校の敷地（校門）に入ったら必ず名札を着用し、学校の敷地を出たら、名札をはずしてもよい。
- ④ くつ下
・白、黒、紺（ツーポイントまで可）※ライン入り不可 くるぶしが隠れる長さ
・防寒用として黒またはベージュの単色・無地のタイツやストッキング可、上から靴下を着用してもよい
- ⑤ 通学靴
・運動に適した紐靴（マジックテープ可）。ハイカットやミドルカット（バスケットシューズなど）不可
- ⑤ 上履き
・本校規定のものを使用する。＊売店で購入できる。

(3) 防寒着等 ※天候等を考慮して学校より通知あり（体調が悪い場合等は除く）

- ① アウター（コート・ジャンパー等）上着の上に着用可（登校時）、冬用体操服上着可
・プルオーバー（前後にボタンやファスナーなどの開きがなく頭から被るタイプ）は除く
※教室で通学カバンに収まるくらいのサイズ
- ② 中着防寒着
・カーディガン・セーター、ベスト ※黒・紺の単色（ワンポイント可）、上着の下に着用。
- ③ 防寒具
・マフラー、ネックウォーマー、手袋（カイロも可）

4. 衣替え時期

衣替えの時期は設けない。各自で気候や体調に合わせて調整するように心がける。

5 頭髪 学習の妨げとならないように調髪し、清潔な髪型にする。

- ① 脱色、染色、パーマ等はしない。
- ② 極端な髪型はしないこと、左右のバランスと長短のバランスがとれた髪型にする。
- ③ 髪は目や肩にかかる場合は、前髪は切るかヘアピン（黒）でとめる。
後ろ髪は結ぶ。（黒、紺、茶の単色のゴム）※頭頂部から出ない高さにする。
- ④ 整髪料、リボンや髪飾りはつけない。
- ⑤ 眉毛は自然な状態を保つこと（整えたり、長い眉毛を切りそろえたりすることは可）

6 所持品・通学用かばん等

- ① 学校に必要なない物は持ってこない
（ゲーム・漫画・携帯電話・スマートフォン・危険物、アクセサリなどの装身具）
- ② 金銭は原則持ってこない。必要があって持ってきた場合は、登校後すぐに担任の先生へ預ける。
- ③ 通学カバンは、スリーウェイバッグ（学校規定）を使用する。キーホルダー等は1つ程度とする。
- ④ 日焼け止めは使用可。※肌の色を変える・ラメ入り等や香料が入っているものはしないこと。
- ⑤ 汗拭きシートは使用してもよいが、使用したシートは各自で責任をもって持ち帰ること。スプレーや液体の制汗剤・香水類は認めない。

※今後も学校のきまりについては、生徒のより良い学校生活のために検討を続けていくこととする。

※わからないことや心配なことなどがある場合は、勝手に判断するのではなく担任の先生や学年の先生、生徒指導の先生に相談しましょう。